

令和4年度会計年度任用職員募集用勤務条件シート

職 種	一般事務(資格要件有)	
業務内容	消費生活相談員 ①消費生活に関する苦情相談処理・あっせん業務②消費者教育・啓発業務③その他消費生活に関すること	
必要資格等	普通自動車運転免許証を有し、パソコンの基本操作ができ、次のいずれかの資格を有する者。①消費生活相談員(国家資格)②消費生活専門相談員((独)国民生活センター)③消費生活アドバイザー((財)日本産業協会)④消費生活コンサルタント((財)日本消費者協会)	
任用形態	パートタイム会計年度任用職員	
任用期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで	
配 属 先	総務部くらし安全課 消費生活センター	
就業場所	赤磐市下市344番地	
募集人数	2人程度	
就業時間	始業: 9時00分 から 終業: 16時00分 まで (うち休憩時間: 60分) (6時間/日以内、29時間/週以内)	
勤務を 要しない日	日曜日・土曜日・祝日等・年末年始の休日	
時間外勤務	時間外・週休日・休日勤務 有	
給 与	給料・報酬	時給 1,440 円
	通勤手当・費用弁償	通勤距離や通勤方法に応じて支給(上限あり)
	その他	
休 暇	年次有給休暇、公民権行使のための休暇、忌引休暇等 (赤磐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる)	
社会保険等	令和4年9月まで	適用あり (健康保険・厚生年金保険・雇用保険)
	令和4年10月から	適用あり (健康保険・厚生年金保険・雇用保険)
選 考	選考方法	書類選考・面接
	選考時期	随時
担当部署 問い合わせ先	総務部くらし安全課くらし安全班 電話:086-955-2650	
その他	1 任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります。 2 所定の勤務日は、業務の都合等により変更することがあります。 3 地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となります。 4 令和4年10月から、法改正により健康保険、厚生年金保険の加入条件が変わります。	